

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 環境部清掃施設課

許認可等の名称	一般廃棄物処理手数料の一括納付
根拠法令等の条項	<p>豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）第 7 条</p> <p>豊田市清掃工場廃棄物処理要綱</p> <p>豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱</p>
法令等の定め 又は概要	<p>豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、利用者は、処理施設の利用に際しては、条例の規定、条例第 4 条第 2 項に規定する条件及び市長の指示に従わなければならない。</p> <p>利用者のうち、一定の基準を満たす者は、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の一括納付を申請することができる。</p>
審 査 基 準	<p>1 要件</p> <p>(1) 清掃工場（渡刈クリーンセンター、藤岡プラント）の場合</p> <p>次の①～④のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理手数料を一括納付することができる。</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき市長の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 許可業者として 1 年以上経過していること。</p> <p>イ 清掃工場への搬入回数が、前年度 1 年間における 1 か月当たりの平均が 20 回以上であること。</p> <p>② 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。</p> <p>③ 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合</p> <p>④ その他市長が必要と認めた場合</p> <p>(2) 緑のリサイクルセンターの場合</p> <p>次の①～④のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理手数料を一括納付することができる。</p> <p>① 許可業者に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。</p> <p>ア 許可業者として 1 年以上経過していること。</p> <p>イ 緑のリサイクルセンターへの搬入回数が、申請時における過去 1 年間の回数を 12 か月で除した回数が 20 回以上であること。</p> <p>ウ 豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消されていないこと。</p> <p>② 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。</p> <p>③ 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合</p> <p>④ その他市長が必要と認めた場合</p>

	<p>2 提出書類</p> <p>(1) 豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認（更新）申請書</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>※ 清掃工場と緑のリサイクルセンターをそれぞれ利用するときは、それぞれ申請書及び誓約書を提出すること。</p> <p>3 申請場所</p> <p>清掃施設課（渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター管理棟 2 階）</p>
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日（最終更新：令和 2 年 12 月 1 日）
標準処理期間	50 日